

羽咋市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム

太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、住宅の電力の一部を賄うシステムをいう。

(2) PPA

電気を使用者に売る電力事業者と電力の使用者との間で結ぶ「電力販売契約」をいう。

(3) PPAに基づく太陽光発電システム

電力の使用者が電気を使用者に売る電力事業者（以下「PPA事業者」という。）に屋根スペース等を提供し、PPA事業者は太陽光発電設備の無償設置、運用及びメンテナンスを行うシステムをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、脱炭素社会構築に向けて、本市内の既存の住宅に補助金の交付対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象システム)

第4条 補助対象システムは、次の各号に掲げるシステムとし、かつ、別表第1に掲げる補助条件を全て満たすものとする。

(1) 太陽光発電システム

(2) PPAに基づく太陽光発電システム

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象システムの設置に要する経費とし、補助金の額は、補助対象システムの種類に関わらず1件当たり10万円とする。

2 補助金の交付は、同一住宅に対し1回限りとする。

(補助対象者)

第6条 補助金交付の対象となる者は、自らが居住又は所有する既存の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを設置した個人（以下「設置者」という。）で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 設置者又は同居の家族が、電力会社と太陽光発電からの電力受給に関する契約を締結していること。

イ 設置者又は同居の家族が P P A を提供している事業者と P P A に関する契約を締結していること。

(2) 市税に滞納がないこと。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前条第1号アに該当する者が、補助金の交付を受けようとする場合は、系統連系に係る契約成立日から1年以内に申請しなければならない。

(補助の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金請求書(様式第3号)により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとし、補助金の交付は、金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成23年羽咋市告示第14

号) は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

補助対象システムの補助条件

	補助対象システム	補助条件
(1)	太陽光発電システム	<p>ア 発電出力が10kW未満であること。</p> <p>イ 未使用品であること。</p> <p>ウ 低圧系統と逆潮流有りで連系し、配線方法は余剰配線の太陽光発電システムであること。</p> <p>エ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。</p> <p>オ 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。</p>
(2)	PPAに基づく太陽光発電システム	<p>ア 発電出力が10kW未満であること。</p> <p>イ 未使用品であること。</p> <p>ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。</p> <p>エ 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。</p>

別表第2（第7条関係）

申請書の添付書類

	補助対象システム	添付書類
(1)	太陽光発電システム	<p>ア 事業実績書（別記様式）</p> <p>イ 太陽光発電システム設置に係る契約書の写し</p> <p>ウ 太陽光発電システム設置に係る領収書の写し</p> <p>エ 太陽光発電システムの設置場所に居住していることを証明する書類（住民票の写しや運転免許証等の写し）</p> <p>オ 位置図（付近見取り図）</p> <p>カ 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真</p> <p>キ 製造番号付出力対比表</p> <p>ク 系統連系契約を証明する書類の写し</p> <p>ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
(2)	P P Aに基づく太陽光発電システム	<p>ア 事業実績書（別記様式）</p> <p>イ P P Aに基づく太陽光発電システムに係る申込書の写し</p> <p>ウ サービス利用開始後における、サービス利用料を支払ったことがわかる写しまたは領収書</p> <p>エ P P Aに基づく太陽光発電システムの設置場所に居住していることを証明する書類（住民票の写しや運転免許証等の写し）</p> <p>オ 位置図（付近見取り図）</p> <p>カ 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真</p> <p>ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>